

ハンブルグ日本人学校いじめ防止基本方針

令和7（2025）年4月2日

1. はじめに

（1）基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長に及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では「いじめは、いかなる理由があろうとも、人として絶対に許されない」という認識をもって、すべての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめ防止等のために対策を行う。いじめはいつでも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者になり得ることからすべての児童生徒に関わる問題であると捉える。

本校では学校全体で情報を共有し、保護者と連携して「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員として自覚と自信を身につけることが必要であると考えます。

●児童生徒

児童生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを見過ごしてはならない。他者に対して思いやりの心を持ち、自ら主体的にいじめのない風土をつくり、周囲にいじめがあると思ったときは周囲の大人に相談する。

●学校・教職員

本校の教職員は、いじめが行われず、または見過ごされず、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように努める。そのために、保護者と連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速に組織的に対処し、再発防止に努める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

● 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間外れ、集団から無視される。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や悪意のある書き込みをされる。 等

2. いじめ問題に取り組む校内組織

(1) 組織について

- ・ いじめの防止等を実効的に行うために、いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」を設置する。
- ・ 校長、教頭、小中学部主任、生徒指導担当、教育相談担当や関係職員で構成する。
- ・ 職員会議と同日に定例会を行う。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) 主な活動について

- ・ いじめの未然防止に関すること。（授業改善、校内研修）
- ・ いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談）
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること。（保護者との連携、組織的な対応）
- ・ PDCA に関すること。（会議の開催時期・取組の見直し）

3. いじめ防止等に関する取組

(1) 未然防止

- ・児童生徒の規範意識を高め、人間関係づくりの力を向上させるため、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験的活動の充実を図る。
- ・教職員が児童生徒と接する機会を多くもち、児童生徒との人間関係を構築し、児童生徒のよさや個性を伸ばすよう努力するとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のため、所属意識を高める学級づくりを行う。
- ・いじめ防止について児童生徒が自主的に行おうとする活動を支援する。
- ・互いの生命や人権を尊重する態度を培い、いじめ防止を深く浸透させるため、全校朝会や集会等を活用するとともに、いじめ防止をねらいとした授業を適宜行う。
- ・日頃より情報の共有を行い、保護者との連携を図る。

(2) 早期発見

- ・いじめの早期発見のために、児童生徒が書いた日記、教育相談週間、いじめアンケート調査を活用する。また、普段から教職員全員で児童生徒を見守り、情報共有や声掛け等を行う。
- ・毎月（4月は除く）、最初の登校日にいじめアンケート調査を実施する。

(3) 早期対応

- ・いじめに関わる相談を受けた場合は、相談を受けた児童生徒の人権に配慮しつつ、速やかに事実の確認を行う。
- ・いじめの事実を確認した場合は、いじめられた児童生徒を守るために全教職員で情報共有を図るとともに、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った児童生徒への指導とその保護者へ必要な情報提供と助言を継続的に行う。なお、事実確認、指導経過は時系列にしたがって記録する。
- ・校長及び教員は、教育上必要であると認めるときは、学校教育法第十一条に基づき、当該児童生徒に対して懲戒を加えることができる。
- ・いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置として、いじめを行った児童生徒等の保護者に対して学校教

育法第三十五条に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずることができる。

- ・いじめを受けた児童生徒等へ安心の担保に必要があると認められる場合、保護者と相談のもと家庭訪問等の措置を講じ、自身や自己肯定感の回復に努める。
- ・いじめを行った児童生徒には、いじめを許さないという毅然とした態度で指導するとともに相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない意識を継続的に育成する。
- ・いじめの事実を受け止め、学級及び授業等における人間関係を改善する工夫を行うとともに、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、保護者と課題の共有、連携をしながら、いじめのない学校づくりを行う。

●インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であるという特徴を踏まえ、児童生徒・保護者等に必要な啓発活動（情報モラル指導等）を行う。
- ・インターネットや携帯電話等の利用に関して、家庭でのルールをしっかりと作り、実行するよう啓発する。

(4) 重大事態への対応

●重大事態とは

- ・児童生徒の生命、身心又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・児童生徒に精神性の疾患が発症した場合
- ・児童生徒が身体に重大な傷害を受けた場合
- ・児童生徒の金品等に重大な被害を被った場合
- ・児童生徒が相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認められる場合

●対応

- ・重大事態が発生した旨を、学校長から理事会に速やかに報告する。
- ・理事会は、当該事案に対して、第三者の立場として、事実を確認し、指導内容を把握する。
- ・当該事案に対処する組織をいじめ対策委員会を中心に編成する。
- ・前項の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・前項の調査結果については、個人情報保護に関する法律等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒・保護者等に対し、事実関係その他の必要な情報を真摯かつ適切に提供する。

4. 取組に対する検証・見直し

- ・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、毎年度末に PDCA サイクルを基に見直し、実効性のある取組となるように努める。
- ・いじめに関する項目を盛り込んだ取組の評価を実施し、いじめ対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

5. 年間計画

	いじめ対策委員会	未然防止	早期発見
4月	いじめ基本方針の確認	学級開き（所属感の育成、人間関係づくり）	春季休業中の様子について情報 身体測定（外傷等の確認）
5月	学校生活アンケート調査 定例会実施	遠足・校外学習（望ましい人間関係づくり）	
6月	学校生活アンケート調査 定例会実施	運動会（協力、連帯感） 未然防止 強化月間	
7月	学校生活アンケート調査		希望個人面談
8月	夏休み明け 学校生活アンケート調査 定例会実施	小・中学部修学旅行（望ましい人間関係づくり）	夏季休業中の様子について情報交換
9月	学校生活アンケート調査 定例会実施	前期終業式 生活集会	学期末個人面談 個人面談後の情報共有
10月	学校生活アンケート調査 定例会実施	後期始業式 生活集会 モインフェスティバル （協力、連帯感）	
11月	学校生活アンケート調査 教育相談週間	生活集会 実施	教育相談面談内容の情報共有
12月	学校生活アンケート調査 学校関係者評価の結果の検証 定例会実施	9年生を送る会 （感謝の気持ち）	
1月	学校生活アンケート調査 定例会実施	いじめ等を題材とした道徳の授業の実施	冬季休業中の様子について情報交換
2月	学校生活アンケート調査 定例会実施	6年生を送る会 （感謝の気持ち）	
3月	個人面談で情報共有	卒業式（感謝の気持ち）	個人面談 個人面談後の情報共有

6. この方針をホームページに掲載する